

プランの内容 ～ 山ノ内町が目指す男女共同参画社会のすがた ～

基本目標1

男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

男女共同参画に関する教育・啓発の推進

(1) 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

- ・広報誌やホームページ等による情報発信、各種講座や研修による教育・啓発を通じて、性別による固定的役割分担意識の解消、慣習・しきたりの見直し意識の向上を図ります。
- ・男性を主対象に家事・育児・介護など、家庭生活で役立つセミナーやイベントを実施します。

(2) 保育所・学校における男女共同参画の視点に立った教育の充実

- ・児童生徒が性別にとらわれず、多様な選択を可能にするキャリア教育・進路指導を行います。
- ・保育所職員や教職員に対し、男女共同参画や男女平等に関する学習機会を提供し、指導者の自己啓発を図ります。

(3) 行政・家庭・地域・職場における学習機会の提供

- ・「町男女共同参画政策庁内推進会議」の委員を対象に、男女共同参画に関する学習や情報交換の機会をつくります。
- ・生涯学習事業等に男女共同参画に関する研修を組み込むことで、あらゆる町民に対し広く学習機会を提供します。
- ・企業や自営業者に対し、男女共同参画に関する講座・研修会の実施や講師派遣などを行います。

(4) 情報の正しい発信・受信のための意識啓発

- ・町が発行する文書や広報誌、ホームページなどのあらゆる発刊物において、性別による偏った表現や写真、イラスト等の使用がないか、点検を徹底します。
- ・行政、学校、企業、家庭、地域などあらゆる場において、メディアの安全・安心な利用のための教育・学習を推進します。

【注釈】

- ※1 ポジティブアクション：さまざまな分野において、男女間の格差を是正するため、一方の性別に対して一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置。
- ※2 女性のエンパワーメント：女性が自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。
- ※3 ワーク・ライフ・バランス：働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
- ※4 フレックスタイム：1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ決めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。
- ※5 アウトソーシング：業務の効率化等を目的に、業務の一部を外部の協力先に発注すること。

基本目標2

男女がともに活躍できる環境づくり

政策・方針決定の場への女性の参画拡大【女性活躍推進】

(1) 意思決定の場における女性の参画促進

- ・町の各種審議会や委員会等への女性の参画機会を拡大するため、積極的な女性の登用を推進します。
- ・町内企業及び町職員に対し、研修等を通じて情報提供・意識啓発を図り、女性の職域拡大や人材育成、管理職への登用を促進します。また、企業に対し、ポジティブアクション※1導入に向けた啓発を推進します。

(2) 女性のエンパワーメント※2支援

- ・女性に対する意識改革や能力開発、人材育成などを通じて、エンパワーメントを支援します。

男女がともに働きやすい環境の整備【女性活躍推進】

(1) 農業・観光商工業等の自営業における環境整備

- ・農業経営への女性の参画及び就業条件の整備のため、農業経営家族経営協定締結の促進を図ります。
- ・商工会等の観光商工業における各種団体等を通じ、男女格差解消のための啓発や活動支援を行います。

(2) 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保

- ・町民や企業に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働関連法等の法や制度の周知を図ります。
- ・関係機関と連携し、女性の就労やキャリアアップ等に関する各種講座・セミナーや相談・支援窓口などの情報提供の充実を図ります。

雇用等における男女共同参画の推進と

仕事と生活の調和【女性活躍推進】

(1) 仕事と育児・介護等の両立支援の充実

- ・延長保育や休日保育、一時保育、子どもの居場所づくりなど、希望者が誰でも利用できる、多様なニーズに応じた子育て支援サービスの拡充に努めます。
- ・保健・医療、介護等に関する各種サービスの提供や、相談・支援体制の整備の強化を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランス※3推進のための啓発

- ・育児・介護休暇制度やフレックスタイム※4、アウトソーシング※5やテレワーク等の多様な働き方につながる制度に関する情報提供を行い、普及促進を図ります。また、観光商工業・農業等の従事者に対し、働き方改善の模範となるような事例の提示などを行います。

基本目標3

健やかで安心できる自立した生活づくり

あらゆる暴力等の予防と根絶

(1) あらゆる暴力等の予防・根絶に向けた意識啓発

- ・行政、学校、地域、企業等あらゆる場において、DVや児童虐待、ストーカー行為、ハラスメント等に関する正しい知識の普及を進めます。
- ・学校において、性被害等に関する啓発を行うとともに、性に関する有害な社会環境の排除に取り組みます。

(2) 被害者救済のための相談・支援体制の充実

- ・相談にあたる者が、女性相談や児童相談に係る研修を積極的に受講し、相談業務に対する知識醸成・技能取得を図ります。
- ・広報誌、ホームページ、パンフレット等の媒体や、各種講座・研修等の機会を通じて、相談窓口や支援制度等の広報・周知を行います。

生涯を通じた心と体の健康づくり支援

(1) 性と生殖に関する教育・啓発の推進

- ・学習指導要領や子どもの個性・発達段階等に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を行います。
- ・働く男女のための出産・育児に関する制度や、子育てにおける周囲の理解・協力の必要性について周知・啓発を行い、母親の孤立防止や心身の安定を図ります。

(2) ライフステージに応じた心身の健康づくりの推進

- ・病気の早期発見・早期治療のために、特定健診や健康診査、がん検診、妊産婦健診などのライフステージに応じた健診体制や保健指導を充実し、受診の促進を図ります。
- ・老若男女問わず誰もが気軽に参加できる、多様な学習機会を提供し、あらゆる町民の生きがいづくりや社会参加を支援します。

誰もが安心して暮らせる環境の整備

(1) 生活上の困難に直面する女性などへの支援

- ・ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や医療費助成等の経済的支援や就労支援などを行います。

(2) 防災・復興における男女共同参画の推進

- ・消防団や自主防災組織、防災会議等における女性の参画促進を働きかけ、女性がリーダーとしての役割を主体的に担うための支援を行います。
- ・防災訓練や避難所運営に関する学習の機会への、女性の積極的な参加の促進を図ります。